

平成 29 年 11 月 14 日

守口市小規模保育事業 A 型及び B 型
並びに小規模型事業所内保育事業所募集要項

守口市こども部こども政策課

1 募集の目的

守口市（以下「本市」という。）では、近年、3 歳未満児の保育ニーズの高まりにより、今後より一層保育の提供体制の確保が課題となることが想定されます。そのため、待機児童（厚生労働省定義外の未利用児童を含む）の解消に向け、3 歳未満児の保育の提供量の確保を目的に、小規模保育事業 A 型及び B 型並びに小規模型事業所内保育事業所を公募します。

2 募集概要

(1) 募集事業

児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項又は第 12 項に規定する小規模保育事業又は事業所内保育事業で、守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）に規定する小規模保育事業 A 型若しくは B 型又は小規模型事業所内保育事業の基準を満たすもの。

(2) 事業の募集地域及び事業所数

募集地域 守口市内全域
募集事業所数 今回の募集では募集事業所数は設けません。

(3) 地域枠の設定について

小規模型事業所内保育事業所については次の地域枠を設定すること。

| 定員 | 地域枠 |
|---------|-------|
| 1～5 人 | 1 人以上 |
| 6～7 人 | 2 人以上 |
| 8～10 人 | 3 人以上 |
| 11～15 人 | 4 人以上 |
| 16～19 人 | 5 人以上 |

(4) 募集施設定員数

定員 6 人以上 19 人以下（0 歳児～2 歳児）

(5) 開設日

平成 30 年 4 月 1 日までに開設すること。

※ ただし、新規建設物件での開設、設備改修等を予定している場合などの理由により開設時期が上記より遅れることが見込まれる場合は、市担当課までご相談ください。その場合、開設時期については相談により決定します。

(6) 開園時間

1 日 11 時間以上

(参考)各エリアの待機者数（厚生労働省定義外の未利用児童を含む）

| | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | (人) 計 |
|-------|-----|-----|----|----|----|----|----------|
| 中部エリア | 50 | 26 | 23 | 4 | 0 | 0 | 103 |
| 東部エリア | 55 | 22 | 14 | 3 | 0 | 0 | 94 |
| 南部エリア | 53 | 58 | 40 | 5 | 0 | 0 | 156 |
| 計 | 158 | 106 | 77 | 12 | 0 | 0 | 353 |

（平成29年9月21日現在）

3 募集条件

(1) 事業者の応募資格等

児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項又は第 12 項に規定にする小規模保育事業又は事業所内保育事業について、同法第 34 条の 15 第 2 項の規定による認可を受けることを希望している者で、条例に規定する小規模保育事業所 A 型若しくは B 型又は小規模型事業所内保育事業所の運営を開始することを希望し、次に掲げる条件をすべて満たすもの（法人格の有無は問わず、個人運営も可とする）。

- ① 下記のいずれかの条件を満たすこと。ただし、小規模型事業所内保育事業所の認可を受けようとする者が、保育の実施を他の者に委託する場合においては、当該保育の実施を受託する者が下記のいずれかの条件を満たすこと。

(ア) 平成 29 年 11 月 1 日現在で、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県で保育所、幼稚園、認定こども園又は小規模保育事業所のいずれかの運営実績があること。

(イ) 平成 29 年 11 月 1 日現在で、大阪府、京都府、兵庫県、奈良県で児童福祉法第 59 条の 2 に規定する認可外保育事業所の運営実績があり、かつ、同法第 59 条に規定する事業停止命令等を受けていないこと。

② 事業者が社会福祉法、児童福祉法、子ども・子育て支援法等を熟知し、保育事業に熱意を持ち、小規模保育事業の運営を適切に行う能力を有すること。また、実務を担当する幹部職員が、社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。

③ 本市の保育行政をよく理解し、協力すること。また、事業実施場所の近隣住民と積極的に信頼関係を築くこと。

④ 現に、事業者が運営している施設において、平成 26 年度以降に実施された所管庁等による直近の監査・実地指導等で、文書による重大な指摘を受けていないこと。ただし、指摘を受けていた場合でも、適正な改善報告がなされている場合は、指摘を受けていないものと同様に扱う。

⑤ 事業者に社会的信望があり、適切な保育事業の運営が期待できること。

⑥ 事業を実施するために必要な経済的基盤があり、次に掲げる内容を満たしていること。

(ア) 財政内容が適正であり、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。また、本市が課税する市税を滞納していないこと。

(イ) 直近の会計年度において 3 年以上連続して損失を計上している事業者でないこと。

(ウ) 小規模保育事業運営費の概ね 1 か月分以上に相当する資金を安全性があり、かつ、換金性の高い形態（普通・定期預金等）により保有していること。

(エ) 施設の使用開始期間から 1 年間の賃借料に相当する額の資金を安全性が

あり、かつ、換金性の高い形態（普通・定期預金等）により保有していること。

- ⑦ 資金計画及び事業計画が適正であること。
- ⑧ 児童福祉法第 34 条の 15 第 3 項第 4 号に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。
- ⑨ 小規模保育事業を行うために必要な土地又は建物について、貸与を受ける場合は、当該土地又は建物は、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できるものであり、かつ、それらの賃借料は適正な金額であること。
- ⑩ 労働関連法令に違反し、官公署から摘発又は勧告等を受けている事業者ではないこと。
- ⑪ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）の適用申請をした者（更生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑫ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用申請をした者（再生計画の認可を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑬ 守口市暴力団排除条例施行規則第 3 条各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

（2） 欠格事項

応募者が次の要件に該当する場合は、選定の対象から除外する。

- ① 本募集要項に定める応募資格や条件等に反する内容で応募した場合。
- ② 提出書類の不備又は記載内容に虚偽があった場合。
- ③ 応募後に、本市の指示事項に正当な理由もなく従わない等、保育事業の適切な実施が困難と判断した場合。
- ④ 本市の承諾なく、事業計画の内容等を変更した場合又は大幅な変更が生じた場合。

- ⑤ 申請者及び申請者の代理人並びにその関係者が、選定審査に関する不当な要求等を行った場合。
- ⑥ 市民の疑惑や不信を招くような行為をしたと認められる場合。
- ⑦ その他不正な行為があった場合。

4 施設の整備に関する条件

- (1) 申請者が自ら所有する又は賃借する物件であること。賃借の場合は、安定的かつ継続的な賃借が可能なものであること。
- (2) 施設は、開所予定日までに開所すること。保育を実施するために必要な改修については、開所までの期間内に完了できるよう改修計画の内容を精査すること。
- (3) 施設の改修は、防音及び振動に対する措置を行うこと。
- (4) 施設の設備は、条例に規定する小規模保育事業所A型若しくはB型又は小規模型事業所内保育事業所の基準を満たすこと。
- (5) 建築基準法、消防法その他関係法令の要件を遵守すること。
- (6) 既存建物である場合は、建築検査済証によって完了検査が行われたことが確認できること。なお、建築検査済証を紛失している場合は、建築確認台帳記載事項証明により完了検査が行われたことが確認できること。
- (7) 建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）により建築された建物又は耐震診断などによって新耐震基準を満たすことが証明できる建物であること。
- (8) 事業実施にあたって、土地・建物の賃借又は取得を予定している場合は、申請時点で確実にその確保が証明できる書面（契約書又は確約書）の写しが提出できること。
- (9) 施設の開所準備は、費用負担を含め選定事業者において行うこと。

5 施設の運営に関する条件

- (1) 施設の運営については、条例に規定する小規模保育事業A型若しくはB型又は小規模型事業所内保育事業の基準を満たすこと。
- (2) 小規模保育施設の定員は19人以下とする。保育対象は3歳未満児とし、0～2歳児までの定員を設けること。定員構成は、0歳児≤1歳児≤2歳児とし、事業者選定後に市と協議の上、最終的に決定するものとする。
- (3) 保育士、嘱託医及び調理員を配置すること。ただし、調理業務の全部を委託する又は連携施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。
- (4) 保育士等の配置は次のとおりとする。

| | | 小規模保育事業A型 | 小規模保育事業B型 小規模型事業所内保育事業所 |
|-------|------|---|---|
| 施設長 | | 必置（保育従事者と兼務可） | |
| 保育従事者 | 資格 | 保育士（※1） ※1 保健師、看護師又は准看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。 | 保育士（※1）+保育従事者（※2） ※1 保健師、看護師又は准看護師を1人に限り保育士とみなすことができる。 ※2 本市が指定する子育て支援員研修を修了すること。 |
| | 配置割合 | 【0歳児】3：1 【1歳児、2歳児】6：1 ※ 上記に加え、保育に従事する職員を1名追加配置。 ※ 子育て支援員研修は本市において実施予定であり、別途ご案内いたします。 | |
| 嘱託医 | | 必置 ※ 児童の健康診断や健康管理に関する支援を連携施設の嘱託医から受ける場合は置かなくてよい。 | |
| 調理員等 | | 必置 ※ 調理業務の委託、連携施設からの搬入を行う場合は置かなくてよい。 | |

- (5) 開所日は、月～土曜日とすること。祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）は閉所日とする。なお、日曜日及び祝日に開所することは可能とする。
- (6) 開所時間は11時間以上とし、必要に応じ延長すること。
- (7) 給食は、原則として自園調理（施設内において調理業務の全部を委託する場合を含む。）を行うこと。なお、調理業務を委託する場合は、「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号厚生省家庭局長通知）」を遵守すること。
- (8) 自園外で調理された給食の外部搬入は、連携施設又は近接の同一系列の法人等が運営する保育施設、社会福祉施設、医療機関の場合のみ可能とする。
- (9) 給食におけるアレルギーの対応は、除去食、代替食などにより、子ども一人ひとりの状況に応じたものとする。
- (10) 必要な医薬品その他の医療品を常備すること。また、医療機関との連携を図ること。
- (11) 利用児童に対しては少なくとも年2回の健康診断を実施すること。また、職員への健康診断についても、最低年1回実施し、給食業務に携わる者は毎月検便を行うこと。
- (12) 事業者は、児童の日々の利用状況を的確に把握すること。また、保護者との交流を図り、保育従事者と保護者が日々の利用状況を適切に伝え合う体制を整え、保護者の意見を保育運営に反映させること。
- (13) 保育士等の資質向上のため、研修の機会を確保し、市が実施する研修会等にも積極的に参加すること。
- (14) 保護者への費用負担は、原則として、市があらかじめ認めた費用以外を求めないこと。また、保育に必要な日用品、文房具などの物品の購入に要する費用、行事の参加に要する費用等の徴収を行う場合は、保護者に事前に説明の上、同意を得ること。

- (15) 原則として、事業実施までに保育内容の支援（集団保育、代替保育等）及び3歳以降の受入れを担う連携施設（民間の保育所・幼稚園・認定こども園）を確保すること。
- (16) 保育中における防音・振動の対策を講じるとともに、近隣住民への説明や、問合せに丁寧に対応すること。
- (17) 保護者の送迎については、近隣住民の迷惑とならないよう配慮し、職員及び関係者に注意喚起するとともに、保護者に対して理解と協力を求めること。
- (18) 保育中の利用児童の事故等に備えて、損害賠償責任保険に加入すること。
- (19) 事業者が複数の事業を運営している場合は、小規模保育事業における会計は、その他の事業会計と区分すること。

6 申請方法等

(1) 申請書の配布

- ① 配布期間 平成29年11月14日（火）～平成29年12月22日（金）
- ② 配布方法 申込書は市ホームページからダウンロードすること。

(2) 申請書の受付

- ① 受付期間
平成29年11月14日（火）～平成29年12月22日（金）
※ 受付期間中の受付時間は開庁日の午前9時から午後5時までとする。
- ② 受付方法
守口市役所3階こども政策課まで提出書類を持参すること。
- ③ 申請を辞退する場合は、必ず書面（様式自由）にて届け出ること。

(3) 提出書類

提出書類は別紙一覧表のとおり。また、書類の提出にあたっては以下のとおりとする。

- ① すべてA4又はA3サイズ（A4サイズに折り込む）とすること。
- ② 別紙一覧の順番に並べ、様式ごとにインデックスを付け、A4フラットファイルに綴じること。
- ③ ファイルの表紙に「守口市小規模保育事業等に係る提出書類」及び事業者名を記載すること。
- ④ 正本1部を作成すること。

（4）提出に係る注意事項

- ① 受付期間内にすべての書類を提出すること。また提出した書類は返却しない。
- ② 受付期間後の書類提出は受理しない。
- ③ 提出書類の作成など申込みのために生じる一切の費用は申請者（事業者）負担とすること。
- ④ 申請書の提出後に辞退する場合は、必ず書面（様式自由）にて届け出ること。
- ⑤ 応募申請にあたり質問がある場合は、電子メールにて送信すること。
質問の受付締切日 平成29年12月15日（金）午後5時必着
※ 質問は受付締切日まで随時受け付ける。
※ 口頭での質問は受け付けない。また審査内容や評価項目に関する質問は回答しない。

7 選定方法及び結果

（1）事業者の選定及び選定基準

守口市小規模保育事業所及び地域型事業所内保育事業所設置者選定委員会（以下「選考委員会」という。）において、事業計画等の提出書類を審査し、事業者を選定する。

なお、選定にあたっては、書類審査に加え、事業者にヒアリング審査を実

施する。

※ 開所予定時期や審査状況によって、事業者決定時期が前後することがあります。

(2) 選定結果

選定結果は応募者に文書で通知する。

(3) その他（選定の取消し等）

市は、決定事業者が本募集要項内の事項に反する重大な背徳行為があったとき、又は適切な保育事業の実施が困難と判断したときは、実施事業者の決定を取り消すことができるものとする。この場合、事業者は既に要した費用の弁済を求めることはできないものとする。

8 その他の重要事項

(1) 選定された事業者は、近隣住民との連携、調整を十分に行うこと。

(2) 選定された事業者は、自ら施設整備と設置認可等に係る諸手続きを行うこと。事業認可については、本選定をもって認可を確約するものではない。

(3) 事業計画の変更は原則として認められないため、変更する場合は必ず事前に協議すること。なお、開所予定日に保育事業を実施できない場合、そのことにより生じる一切の責任や損害は事業者が負担すること。

(4) 事業者選定後、事業の実施を取りやめる場合は、市と必ず事前協議の上、速やかに辞退届を出すこと。

9 担当課

守口市こども部こども政策課

〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2-5-5

守口市役所3階 TEL：06-6992-1665（直通）

FAX：06-6994-1691

E-Mail：Mori_kodomose@city-moriguchi-osaka.jp